第１０章　環境影響評価中間報告書についての知事意見（平成２６年４月２４日）に対する事業者の見解

第１０章　環境影響評価中間報告書についての知事意見（平成２６年４月２４日）に対する事業者の見解

１０－１甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価中間報告書についての知事意見（平成２６年４月２４日）に対する事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
全般的な事項	
１．継続的なモニタリング等の実施引き続き、環境影響評価書（補正後）に記載したモニタリング及び環境保全措置を実施するとともに、モニタリングの結果に応じ、柔軟に環境保全措置の内容を見直し、環境への負荷の低減に努めること。	山梨県環境影響評価条例に基づく環境影響評価事後調査計画より、平成 29 年度にビオトープ園、環境保全ゾーン 3 地区及びその周辺の植物･動物調査を行ない報告書として作成した。今後は令和 2 年度、令和 6 年度にビオトープ園、環境保全ゾーンの 3 地区及びその周辺について植物・動物調査を行い報告する予定である。その際には専門家の意見を踏まえたモニタリングの報告とし環境保全措置の提言、環境への負荷の低減に努める。
２．モニタリング結果等の積極的な公表モニタリング等の結果及び環境保全措置の実施状況については、地元自治体等の協力を得る中で、地域住民及び関係市町に対し積極的に情報提供すること。併せて、その実施状況については、次回以降の事業の実施中及び実施後の手続（以下「事後の手続」という。）において報告すること。	モニタリングの実施は計画と通りに実施されている。情報提供は環境影響評価の完了報告書の中で内容を整理して完了報告書として、県知事へ報告し内容の承認を受けた後に、昭和町の HP 等で情報提供を行う方針である。
３．対象事業の引き継ぎ時の対応対象事業に係る管理・運営等を昭和町若しくは他の事業者に引き継ぐ場合、環境影響評価書（補正後）及び中間報告書に記載したモニタリング及び環境保全措置等が確実に実施されるよう、引き継ぎに関する資料に明記すること。	事業引継ぎ公告（資料 No.41 参照）を行い、昭和町常永土地区画整理組合から昭和町長へ事業の引継ぎが行われた。引き継がれた事業には山梨県環境評価条例に基づく手続きについても引き継がれた。
個別的な事項	
１．植物・動物 計画地南側の未利用の水田等を湿地として活用する「環境保全ゾーン」（P.Ⅴ-14）に ついては、対象事業終了後も継続的に管理・運用される必要があり、そのためには明確 なルール（運営方針）が必要であることから、今後、事業者、昭和町及び土地所有者に よって当該措置の実現に向けた具体的な協議・検討を行う場を設置し、検討の状況又は 措置の実施状況を次回以降の事後の手続において報告すること。	本環境影響評価書に基づく環境保全ゾーンの保全措置は、「昭和町環境保全基本計画（H30)」、「昭和町都市計画マスタープラン（H30)」及び「昭和町みどりの基本計画（H30)」等を基本計画とし、都市計画課が主体となり関係各部署による、環境保全ゾーンの遊休農地の活用を図り、緑地化の推進を行うことを基本とし、令和６年２月２１日に具体的な協議会を町内関係部署である、都市整備課を中心とした環境経済化及び農政担当で開催し今後の推進方針の確認を実施した。
２．生態系 計画地南側に計画されている近隣公園に設置されるビオトープ園及び緑の回廊（P.Ⅱ-24）の詳細な内容検討については、環境影響評価書（補正後）に記載した設置の目的が 達成されるよう、管理方法を含めた検討を専門家の意見を聞	対象地域の生態系調査は計画とおりに、平成 29 年度、令和２年度に専門家である、地域自然財産研究所の篠原授樹により実施し報告書とした（添付資料 No.45)。報告書の中で対象地域の注目すべき生物種が平成 29 年度で 89 種、令和２年度に 99 種確認さ

きながら行うこととし、事業内容が確定する前に県に情報提供すること。また、当該事項に係る検討の状況又は進捗状況については、次回以降の事後の手続において報告すること。	れ特にビオトープ園の整備は環境保全措置として極めて高い効果をもたらしていると評価されている。同施設の管理保全に関しても業者による外注管理を行っており細かな管理を今後も行うこととなっている。令和７年度に専門家による同様の調査を実施し報告を行う予定である。
３．景観・風景　（１）「昭和町生垣推進に関する補助要綱」を活用した計画地域内の緑化（P.Ⅴ-19）については、当該制度の利用割合が低いことから、環境保全措置としての機能が果たされるよう、当該制度が活用されるための手法を検討するとともに、当該制度の導入によって見込んだ緑化の効果を補完するための手法についても検討し、検討の経緯及び結果を次回以降の事後の手続において報告すること。	環境保全措置の生け垣推進補助制度については、新しい住居の建設に伴い制度の利用者の増加を予測したが、利用者が 255 件の新設に対して 6 件と少ない現況である。理由として管理に手間がかかり、管理費の補助が無い等の理由が考えられ推進は難しいと考えられる状況となっている。昭和町としては都市計画マスタープランの「昭和町みどりの基本計画」及び「昭和町環境基本計画」を中心とした自然環境の保全・緑化の推進に取り組み、補完としては幹線道路沿いへの花壇の設置や街路樹の植栽などを進める。今後も生垣推進補助に関しては引き続き広報誌及び本地区計画申請者及び町内全域に推進に関する啓発を行い周知していく方針である。
３．景観・風景　（２）大規模商業施設に係る環境保全措置については、当該施設の設置事業者への要請の経緯（P.Ⅴ-19）を詳細に記載すること。また、当該施設が景観・風景への影響に配慮したものとなるよう、引き続き設置事業者に協力を要請するとともに要請の経緯については、次回の事後の手続きにおいて報告すること。	当初は赤・青黄色等の原色を避け、周囲の農業的、住宅地環境に配慮した茶系統の色を採用するようイオンモールへ要請したが、平成２２年１１月に大規模工事変更届の内容変更が行われ、甲府市のシンボルである葡萄色やその色に合うベースカラーとして甲府城の石垣をイメージしたグレーが採用され、茶系統ではないが原色を避け落ち着いた色彩となっていることから問題がないと判断した。 　その後の環境保全措置については平成２３年のオープンに先立ち施設周辺に植樹祭を行い、樹々の管理を要請するとともにゴミのリサイクル及び分別によるゴミの減量に対する取り組みを要請している。